

マルチスペース

やまと芸術文化ホール

利用計画書

受付日: 年 月 日

やまと芸術文化ホール マルチスペースのご利用		<input type="checkbox"/> 初利用 (きっかけ: HP・チラシ・その他)		<input type="checkbox"/> 利用経験あり (前回 年 月 日)	
■主催者					
団体名	フリガナ	住所	〒 -		
代表者	フリガナ	電話	- -		
■申請者 (※窓口に来た方)			■連絡者 (※施設利用打合せ等の連絡を差し上げる方)		
<input type="checkbox"/> 主催者と同じ <input type="checkbox"/> その他(以下記入)			<input type="checkbox"/> 主催者と同じ <input type="checkbox"/> その他(以下記入)		
氏名	フリガナ	住所	〒 -		
住所		e-mail	@		
電話	-	電話	-	-	-

利用日	年 月 日 ()				
利用区分	<input type="checkbox"/> 午前(9:00~12:00) <input type="checkbox"/> 午後(13:00~17:00) <input type="checkbox"/> 夜間(18:00~22:00)				
催事名					
具体的な利用内容					来場者を見込む催し等を行う利用
					練習を主目的とした利用
					メイン・サブ・ギャラリーと同時利用
					会議・会合等の利用
					その他
同時利用施設	<input type="checkbox"/> メインホール <input type="checkbox"/> サブホール <input type="checkbox"/> ギャラリー (月 日 午前・午後・夜間)				

■ 利用内容について					
催事スケジュール	開場時刻	開演時刻	終演時刻	入場料金	なし・あり(円)
	:	:	:		
来場者数 (利用人数)	計 名	出演者数	計 名	物品販売	なし・あり() ※物品販売は事前に要申請
大型物品の持込	なし・あり(内容) ※ 大型の楽器、機材、花の搬入など		台車を利用した搬出入	なし・あり(内容)	

■ 付属設備の利用について					
※ ()内は数量 但し、半面利用の場合は、数量は半数					
【無料貸出】	長机(4)	台(5台以上は有料)	【有料貸出】	長机(8)	台
	折りたたみイス(100)	脚		ピアノ (イス1脚含む)	1 台
	立看板(4)	台		音響セット	1 式
	養生シート	枚		映像セット	1 式
	ピアノ用補助ペダル	1 台		折りたたみ譜面台 (60)	台
				ホワイトボード (2)	台
		持込機材用電源	箇所		

■ 半面利用に関して					
半面利用希望	全面・半面 (鏡側・窓側)		音が出る利用予定	なし・あり() ※楽器演奏・コーラス練習等	
備考					

スタッフ記入欄			
市内確認		広報希望	
未・済(/)・市外		なし・あり (用紙お渡し 未・済)	
料金区分		加算	減免
本番・リハ		なし・あり	なし・あり

やまと芸術文化ホール		
システム入力	台帳記入	責任者
(確認者)	(確認者)	受付者

やまと芸術文化ホール お申込み時注意事項

《ご予約の前に必ずご確認ください》

以下の【注意事項】をお読みいただいたうえで、確認サインをお願いいたします。
サインをいただきましたら、「利用計画書」を申し受けいたします。

【注意事項】

次の各号のいずれかに該当する場合には、利用を承認しないものとします。

- (1) 公の秩序又は善良の風俗を乱すおそれがあると認めるとき
- (2) 施設等を損傷し、又は滅失するおそれがあると認めるとき
- (3) 葬儀、告別式等に利用するとき
- (4) 集团的又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれがある組織の利益になると認めるとき
- (5) 前各号に掲げるもののほか、利用者が暴力団・暴力団体・その他これに準ずる者等反社会的勢力に該当することが判明したときなど芸術文化ホールの管理上支障があると認めるとき
- (6) 利用計画書の記載内容に偽りがあると認めるとき

利用及び利用の変更の承認を受けた後であっても、次の各号のいずれかに該当するときは、利用の承認等を取消、若しくは変更し、又は利用を中止させることができます。この場合において、利用者に損害が生じてもその責任を負いません。

- (1) 偽りその他不正行為により利用の承認等を受けたとき
- (2) やまと芸術文化ホール条例または条例に基づく規則に違反したとき
- (3) やまと芸術文化ホール条例第8条第3項に規定する条件に違反したとき
- (4) やまと芸術文化ホール条例第9条の各号のいずれかに該当するに至ったとき
- (5) やまと芸術文化ホール条例第19条に違反したとき
- (6) 災害その他避けることのできない理由により利用できなくなったとき
- (7) 前各号に掲げるもののほか、利用者が暴力団・暴力団体・その他これに準ずる者等反社会的勢力に該当することが判明したときなどその他やむを得ない理由により、指定管理者が特に必要があると認めるとき

以上

確認	ご署名:
	〒 住所:
	電話: ()